

○総務省令第六十八号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十一条第一項の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月七日

総務大臣 山本 早苗

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第二号中「を除く。」の下に「であつて、様式第四の表の一から二十九までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれにも該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの」を加える。

第六十九条第一項中第三十三号を第三十四号とし、第十九号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 法第四十四条の三第二項の届出

第六十九条第二項第一号中「第一項、第二項又は第三項」を「各項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者であつて、この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気通信事業法施行規則第二十七条の二第二号に規定する電気通信設備（この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新規則」という。）第二十七条の二第二号に規定するものを除く。）を設置しているものは、この省令の施行の日から起算して一月以内に、新規則様式第七の届出書を総務大臣に提出しなければならない。